

令和6年（2024年）11月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市男女共同参画審議会
会長 京 樂 真 帆 子

第2次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）の見直し
について（答申）

令和6年6月27日付甲商労第179号で諮問されたこのことについては、当審議会では慎重に議論を重ね、別添のとおり審議結果をとりまとめましたので、答申します。

この答申は、甲賀市において、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年7月に策定された「第2次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」について、関係法令及び第2次甲賀市総合計画との整合をはかり、専門的な見地や市民の視点のもと、活発かつ慎重に議論を重ね取りまとめたものです。

今回の見直しにおいては、特に、ジェンダーに基づく特性や役割にとらわれることなく、すべての市民が等しく個人として尊重されるまちになってほしいとの思いから、用語についても慎重に取り扱うべきと考えました。そこで、未だ男女の性差による格差は残っていますが、「男女」の表記について、「だれもが」や「多様な人々」に変更すべきものと判断しております。

つきましては、市民だれもが様々な分野に参画し自らの意思に基づき、あらゆる場面でその個性と能力を十分に発揮し、チャレンジや活躍ができ、それらが認められるダイバーシティ（多様性）が尊重される社会の実現に向けて、市民、区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）、企業等及び市が協働して取り組まれることを切望します。